

外来腫瘍化学療法診療料に係る掲示

- 外来腫瘍化学療法診療料を算定している患者さんから電話等による緊急の相談等に、専任の医師、看護師、または薬剤師が24時間対応できる連絡体制を整備しています。
- 急変時等の緊急時に当該患者さんが入院できる体制を確保しています。
- 実施される化学療法のレジメン（医療内容）の妥当性を評価し、承認する委員会を開催しています。

